

女性の人権をめぐる今日の課題

林 陽子

弁護士・（公財）人権教育啓発推進センター副理事長

本講演の構成

- ▶ 1. 国連の男女平等への取り組み
- ▶ 2. 女子（女性）差別撤廃条約の成立
- ▶ 3. 日本の男女共同参画の重点目標
- ▶ 4. 女性差別撤廃委員会（CEDAW）から日本への問いかけ
- ▶ 5. 最近の法改正
- ▶ 6. 5つの政策課題
 - ①包括的な差別禁止法を作る
 - ②国内人権機関（平等機関）を作る
 - ③ナショナル・マシーナリーを強化する
 - ④クォータ制を導入する
 - ⑤人権条約の個人通報制度を批准する
- ▶ 7. まとめ 「女性の権利は人権」 Women's Rights are Human Rights

国連によるジェンダー平等への取り組み

- ▶ 1975年 国際女性年 **メキシコ会議**（第1回世界女性会議）

「平等・開発・平和」がテーマ

1976－1985年 国連女性のための10年

- ▶ 1979年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択

- ▶ 1980年 中間年**コペンハーゲン会議**（第2回世界女性会議）

- ▶ 1985年 最終年**ナイロビ会議**（第3回世界女性会議）

- ▶ 1995年 **北京会議**（第4回世界女性会議）

北京宣言・行動綱領採択 「女性の地位向上」から「ジェンダーの主流化」へ

女性差別撤廃条約（CEDAW） 1979年の国連総会で採択

写真提供 林陽子



日本と女性差別撤廃条約

1979年 国連総会が条約を採択

1980年 日本政府が条約に署名

批准した条約は国内法としての効力を持つため、現存する国内法との矛盾抵触を解消するための準備期間が必要であった。

男女雇用機会均等法の制定

国籍法の「父系優先主義」を「父母両系主義」に改正

学習指導要領中、高校家庭科の「女子のみ必修」を改正

1985年 日本政府が条約を批准

1999年 条約の選択議定書が国連総会で採択される*

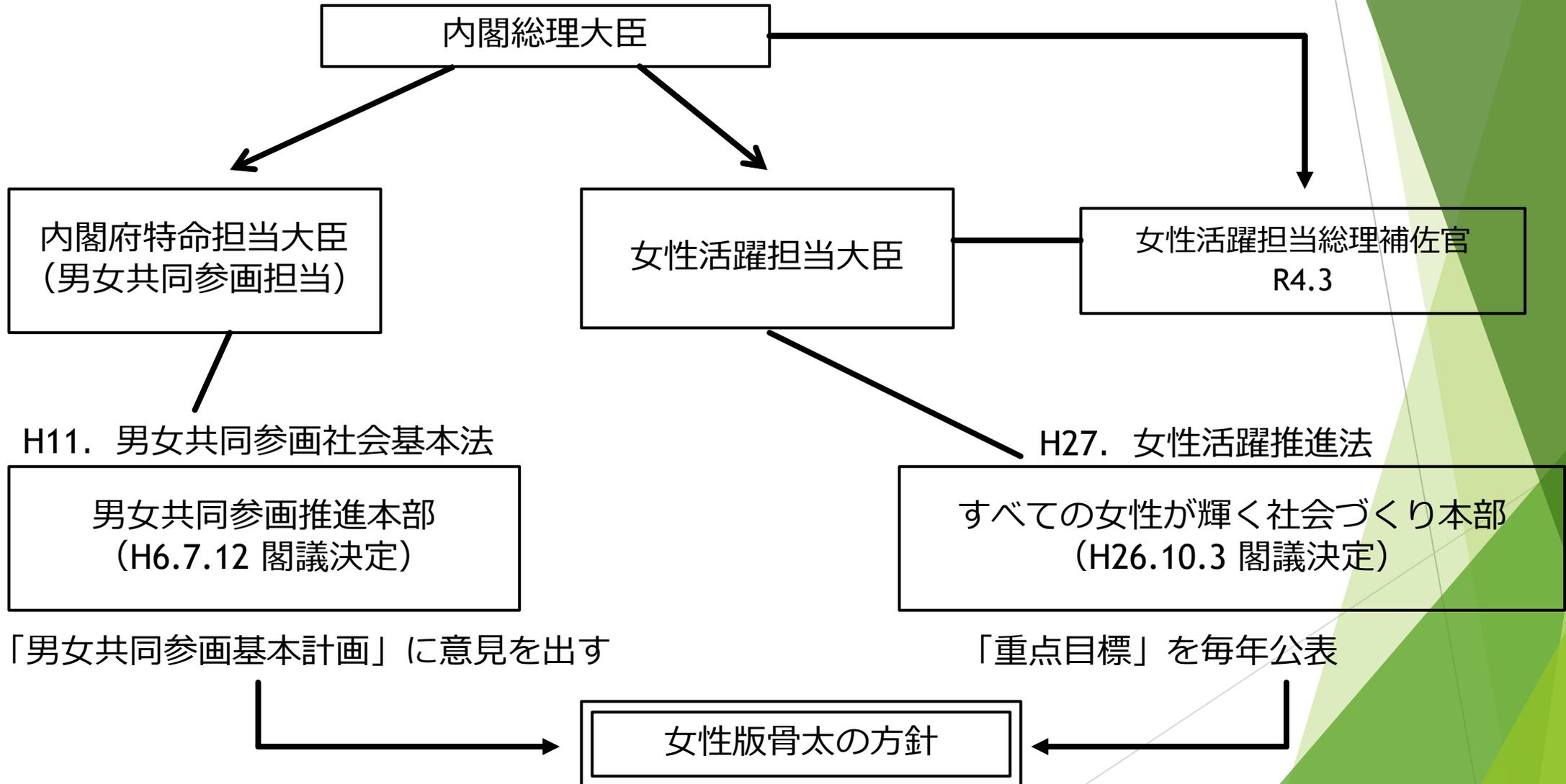
条約の締約国 189

選択議定書の締約国 115 (日本は未批准)

* 個人通報制度、調査制度を規定



日本の男女共同参画行政の実施体制

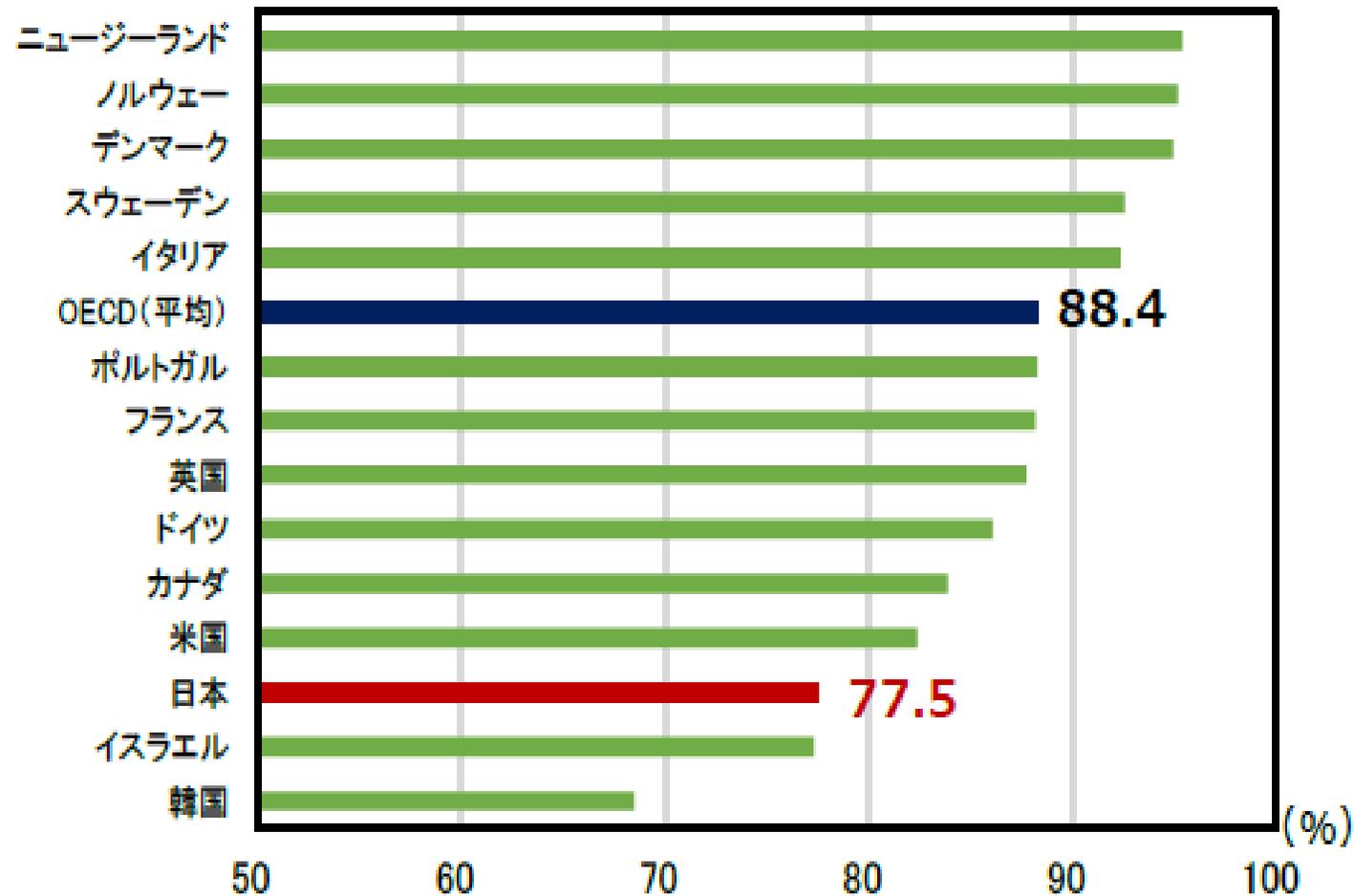


G 7 比較・ジェンダーギャップ指数

(世界経済フォーラム) 2022年の対象は146か国

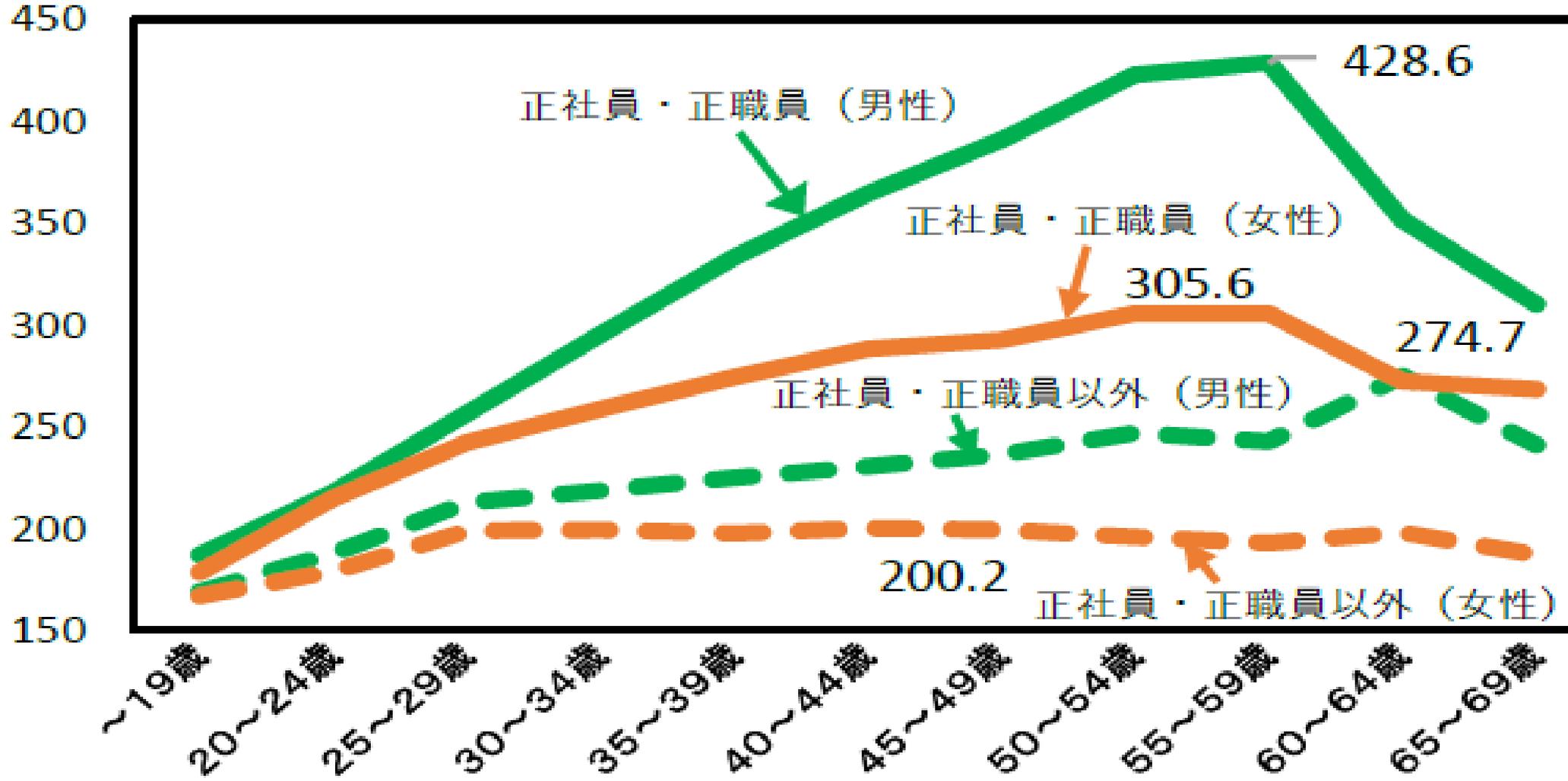
	(2022年)		(2006年)
ドイツ	10位	↓	5位
フランス	15位	↑	70位
英国	22位	↓	14位
カナダ	25位	↓	9位
米国	27位	↓	23位
イタリア	63位	↑	77位
日本	116位 教育 (1位) 健康 (63位) 経済 (121位) 政治 (139位)	↓	79位

男女間賃金格差の国際比較（賃金：中央値）

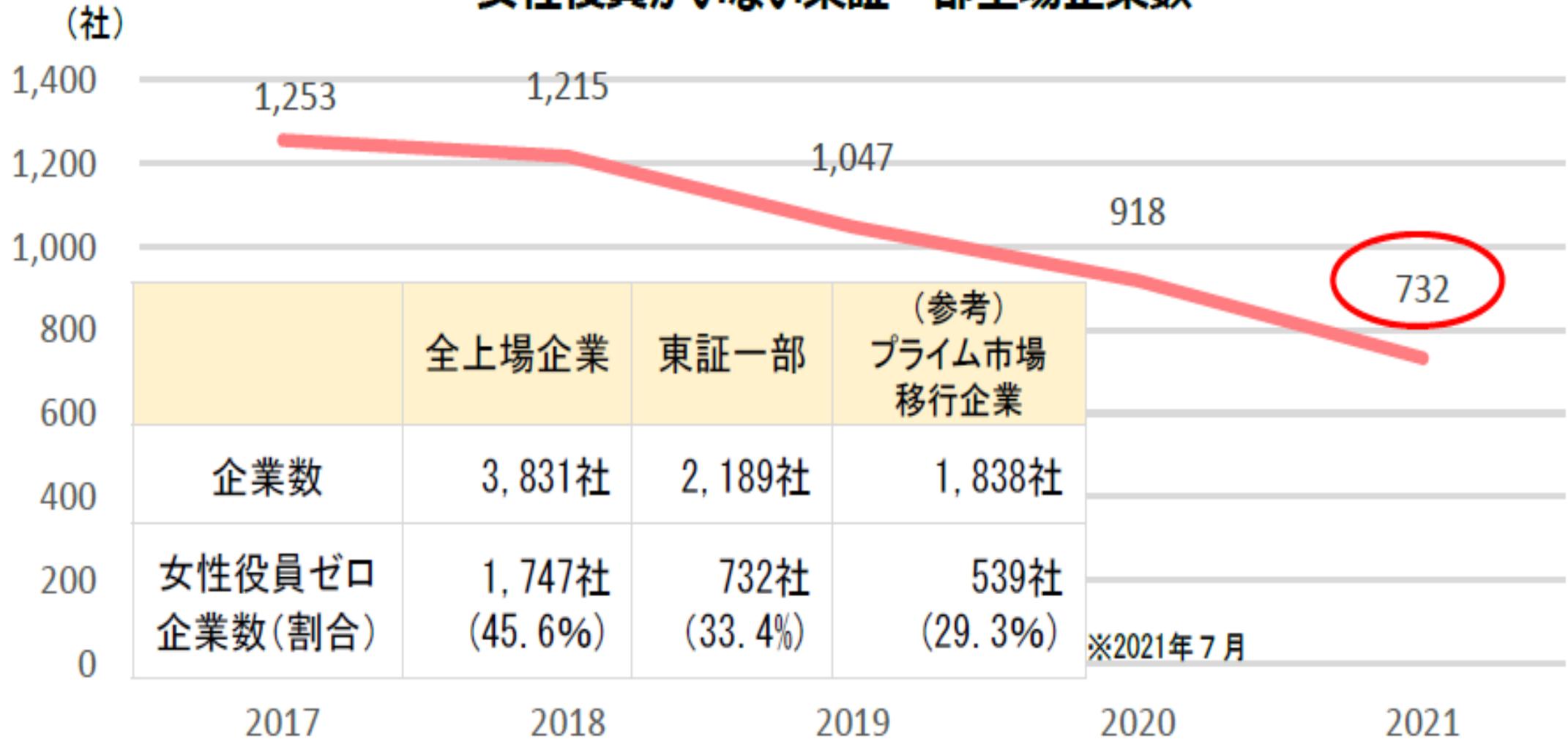


(千円/月額)

男女間賃金格差 (所定内給与額、令和3年)



女性役員がない東証一部上場企業数



意思決定への女性の参画

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018年）

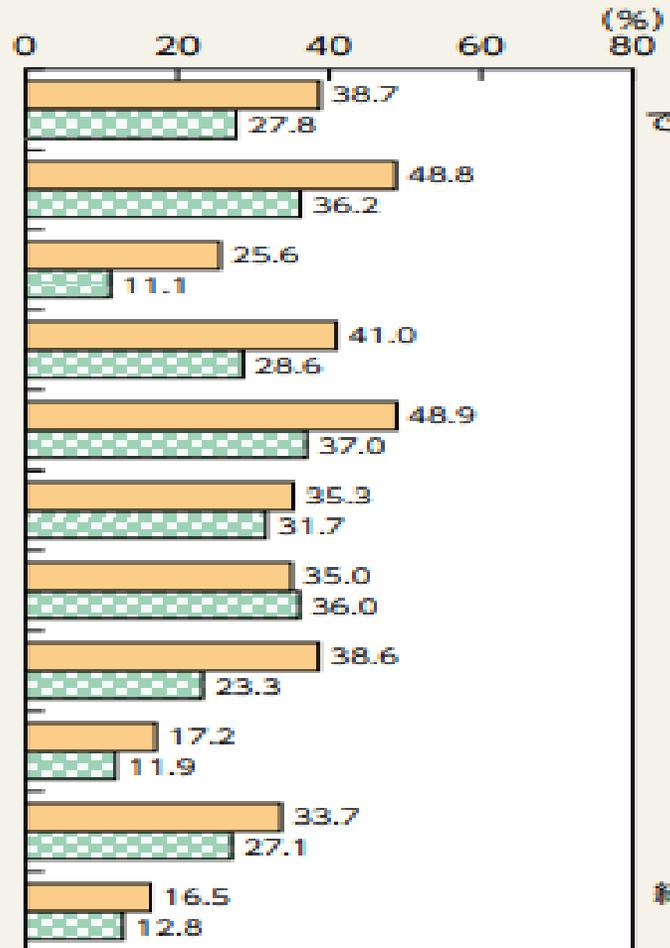
成立後の状況

2019年7月 参议院選挙 当選者		2021年11月 衆議院選挙 当選者		2022年7月 参议院選挙 当選者	
社民	7.1%	れいわ	3.3%	社民（1）	10.0%
共産	5.5%	共産	2.0%	立民（9）	5.2%
立民	4.5%	立民	1.3%	共産（2）	5.0%
国民	3.5%	公明	1.2%	国民（2）	4.0%
維新	3.1%	維新	9%	維新（3）	2.5%
れいわ	2.5%	国民	9%	自民（13）	2.0%
自民	1.4%	自民	7%	公明（2）	1.5%
公明	8%	社民	0%		
当選者は28名、全体の2.2% 史上タイ記録		日本の衆議院の女性議員は9.7% フランスの国民議会では3.9% カナダの下院では3.0%		当選者は35人、全体の2.8% 史上最高を記録するが「候補者の3.5%」（男女共同参画基本計画）での目標値）は未達成。（ ）内は人数。	

	女性ゼロ 議会数	議会数	女性ゼロ 議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	275	1741	15.8%
市議会	24	792	3.0%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	251	926	27.1%

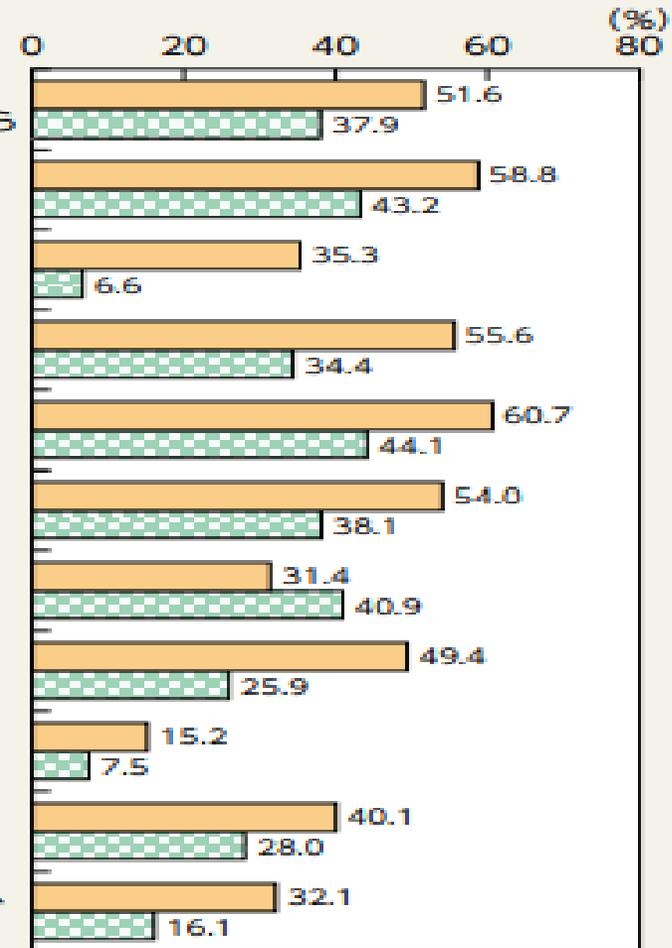
※令和3年12月

<20～39歳 独身男女比較>



女性20～39歳 (n=808)
 男性20～39歳 (n=1,052)

<40～69歳 独身男女比較>



女性40～69歳 (n=1,520)
 男性40～69歳 (n=1,342)

(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

女性差別撤廃委員会からの 勧告・質問

女性差別撤廃委員会から、次回の日本の報告書審査に先立ち、「事前質問票」が公表されている（2020年3月。日本政府は2021年9月に回答書を公表）。

外務省HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>

主な指摘事項

- ▶ 皇室典範（女性による皇位の継承について）
- ▶ 民法（選択的夫婦別姓の導入。再婚禁止期間の撤廃）
（離婚の際の財産分与・養育費の確保。出生届の記載を含む婚外子への差別撤廃）
- ▶ 刑法（性暴力犯罪を被害者視点で見直す）
- ▶ 刑法・母体保護法（墮胎罪の撤廃を含む安全な中絶へのアクセス）
- ▶ 労働法・均等法（同一価値労働同一賃金。セクシュアルハラスメントの禁止）
- ▶ 税法（家族労働に関する所得税法の改正）
- ▶ 年金法制（高齢女性のための最低所得補償）
- ▶ 社会的給付（災害時の弔慰金など）からの間接差別の撤廃

最近の法・制度改正より（1）

1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

- ▶ → 女性支援の根拠法が売春防止法から支援法へ昇華。
「人権の擁護」「男女平等の実現」が基本理念に明記される。

2) 侮辱罪の厳罰化（改正刑法、令和4年7月施行）

- ▶ → 法定刑が「30日未満の拘留または1万円未満の科料」から「1年以下の懲役・禁錮または30万円以下の罰金」へ。公訴時効も1年から3年へ延長。

3) 男女の賃金格差の「透明化」

- ▶ → 女性活躍推進法の省令を改正し企業に公表を義務付ける（令和4年7月施行）。

4) 東京都のパートナーシップ条例成立（改正条例）（令和4年6月都議会）

- ▶ → LGBTカップルの家族関係の公認へ一步前進する。

最近の法・制度の改正より（２）

- ▶ 少女・女児をめぐる法改正。性暴力に関連するものが多く、この分野での行政の取り組みが一層求められる。

（成立したもの）

- ▶ こども基本法（令和４年法律第77号）
- ▶ こども家庭庁設置法（令和４年法律第75号）
- ▶ AV出演被害防止・救済法（令和４年法律第78号）
- ▶ 教職員等による児童生徒性暴力防止法（令和３年法律第57号）

（現在、審議中のもの）

- ▶ 民法に定める離婚後の単独親権・離婚後の親子の面会交流
- ▶ 刑法改正（2017年の性犯罪規定改正のフォローアップ）

「性交同意年齢」（現行は13歳未満）

性交等強要罪の構成要件としての「暴行または脅迫」「抗拒不能」

監護者性交等罪の適用範囲の拡大

日本の男女共同参画行政を強化していくための 5つの課題

課題その1. 法律の中の差別をなくし、**包括的な差別禁止法**をつくる

課題その2. 差別に対する**効果的な救済**を可能にする制度を整備する
国内人権機関（平等機関）を設立する

課題その3. **ナショナル・マシーナリー（国内本部機構）**を強化する

課題その4. 意思決定の場により多くの女性が参画するための**クォータ制度**を導入する

課題その5. 人権条約の**個人通報制度**を受諾する



1. 包括的な 差別禁止法を作る

間接差別・複合差別・ハラスメントなどあらゆる形態による差別を禁止する。

写真提供 反差別国際運動
(IMADR)

2. 国内人権機関（平等機関）を作る

- ▶ 差別を受けた当事者を救済し支援する公的な機関が必要である。
- ▶ 国連総会は、人権の促進と擁護のために政府から独立した国内（人権）機関の設立を各国に促す決議を採択（1993年総会決議48/134付属文書）。「パリ原則」と呼ばれる。
- ▶ 2022年4月現在、約120か国に国内人権機関が設立され、うち約90機関はパリ原則が求める要件を完全に満たしているとされる（国内人権機関世界連合 GANHRIによる統計）。
- ▶ EU(27か国) およびEUを脱退した英国は、2000年にEUが発した平等指令により国内の平等機関の設立が法的義務とされ、すべての国で実現している。

2000/43/EC（人種・民族均等待遇指令）および2000/78/EC（一般雇用均等指令）を参照。
- ▶ 日本でも人権擁護法案（2002年）、人権委員会設置法案（2012年）などとして、過去2回、国会に閣議提出法案が出されたが、廃案になり実現していない。

3. ナショナル・マシーナリー (国内本部機構) を強化する

ジェンダー平等に関する**ナショナル・マシーナリー**とは

「女性の地位向上と人権の完全な享受のために、政府内および/または議会において設けられる組織」
(欧州評議会 Handbook on National Machinery to Promote Gender Equality, 2001)

北京行動綱領 (1995年) による**ナショナル・マシーナリー**の必要条件 (行動綱領201項)

- ①政治的に高位にあり ②市民社会と連携し
- ③十分な予算と専門能力を持ち
- ④政府のすべての政策に影響を及ぼす機会があること

「政府は、ジェンダー視点を主流化する活発で目に見える政策をすべての政策、事業において推進すべきであり、政策を決定する前に、それが男女のそれぞれに及ぼす効果が分析されなければならない」

(行動綱領202項)

4.クォータ制を導入する



・公職選挙

ジェンダー・クォータが下院にある国 100か国以上

上院・地方議会を含めると 130か国以上

・企業の取締役会

ノルウェー、スペイン、アイスランド、フランス（40%）

ベルギー、イタリア、オランダ、ドイツ（30%）



5. 人権条約の個人通報制度を批准する

(2014年CEDAW個人通報作業部会・ジュネーブ)

写真提供 林陽子

まとめ：女性の権利は人権

Women's rights are Human rights

- ▶ 暴力からの自由、
リプロダクティブ・ヘルス・ライツなど
人権をジェンダーのレンズを通して
日々見直していくことが必要。

- ▶ 写真提供
国際家族計画連盟
(I P P F)



ご清聴ありがとうございました。

写真提供 林陽子

